

HPVワクチン接種後の症状発症者に対する救済支援の陳情

子宮頸がんワクチン接種後症状発症者は、任意接種の時期も定期接種と同じように勧奨されたため、その数が拡大したと考えられます。

平成25年6月、2か月で定期接種の勧奨が中止されたほど問題になったものの、翌年1月、重篤な副反応を訴える人に対しても厚生労働省は、その症状を「心身の反応」のためとしました。

そのような流れがある中、国が指定した協力医療機関(84箇所)を受診しても丁寧な検査や治療などは受けられず、緊急時に対応してもらうことも難しい状況で、医師に病態を理解してもらえない実態もあります。実際に起こっている症状をきちんと診ていただける病院は全国で4~5か所しかないため、遠方受診を強いられ、精神的、金銭的にも困窮しています。

救済制度の手続きにおいても、任意接種・定期接種によって申請に違いがあり、また特に任意接種における健康被害救済制度においては、申請にかかる労力、時間、経費が多めで困難を極めています。さらに申請後の審査についても年月がかかりますが、必ずしも認定されるわけではありません。

重篤な症状を発症している子どもたちは学校に行くことができず、また軽度の子でも出席日数が足りずに退学せざるを得ない状況になるなど、学習の機会を奪われ、進学することも就職することも難しく、辛く苦しい日々を4年、5年と送っており、不安は生涯にわたるものとなっています。

接種主体である基礎自治体としては、全国で20以上の自治体が国に代わり独自支援を行っています。一方、全国のほとんどの市町村は全国市長会・全国町村会という組織団体におき、総合賠償補償保険制度予防接種保険に加入していますが、保険内容が分かりづらく、自治体による広報はほぼありません。また、保険料は税金が使われていますが、使用実績もほぼありません。

以上のことから私たち子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部は、下記の事項を国へ要望していただけますよう陳情いたします。

記

1. 健康被害救済の手続きの簡略化、及び迅速な審査。
2. 医療における厚生労働省職員や医師、患者による対策検討会の設置と、県や国との連携した医療機関の充実。
3. 国による恒久的支援の構築や既存の社会福祉サービス利用のための認定。
(難病や特定疾患、障害者手帳の認定など)
4. 個々のニーズに応じた教育機関の対応や就労の支援。
5. 医師や教員、行政職員への研修、勉強会の実施。

平成28年8月12日

大磯町議会議長
吉川 重雄 殿

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部

住所 横浜市泉区下和泉2丁目27-19

氏名 代表 山田 真美

